



令和7年度 東京都立久我山青光学園学校経営計画

令和7年4月1日 校長決定

本校が平成22年4月に久我山盲学校と青島特別支援学校久我山分校を発展的に統合し、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する「東京都立久我山青光学園」として誕生してから今年で16年目を迎える。今年度は、これまで積み上げてきた経験と伝統を踏まえ、10年後の令和17年に向け、学校の戦略を示す1年としていきたい。「東京都教育施策大綱」にも描かれている「2050年代の東京の姿」に向け、視知並置校として、『日本の教育のスタンダード』と言える学校を作り上げていくための第一歩となる年にしていきたい。

これからの時代、学校を取り巻く社会情勢・社会環境も大きく変化するものと考えられる。東京都教育施策大綱や新学習指導要領にも示されている「予測困難な時代」を、本校の幼児・児童・生徒たちが生き抜くためには「自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる」力をつけさせる必要があり、そのためには、「専門性」のある指導技術とともに、個々の幼児・児童・生徒のことを考えるきめ細やかな「教育愛」が必要である。これらを踏まえ、今年度の学校経営計画を進める。

1 目指す学校

【教育目標】

「健康」「自主」「自立」「尊重」「協働」

【目指す学校像】

- 「確かさ(専門性)」と「愛情(教育愛)」あふれる学校
 - ・ 幼児・児童・生徒一人一人の人権を尊重し、障害の特性等に応じた、生きる力を育む「確かな」教育の推進
 - ・ 個性を伸ばし、豊かな人間性や社会性を育み、自立と社会参加を目指した「愛情」あふれる教育の推進

【目指す学校の4側面】

- 視覚障害教育部門と知的障害教育部門の子供たちがそれぞれの教育課程を適正に実施する中で、明るく元気に楽しく毎日を過ごし、力を伸ばす学校
- 両部門の専門性を共有し、さらに専門性を高め保護者から信頼を寄せられる学校
- 地域の方々に本校があることを誇りに思っただけの学校
- 経営方針の下で教職員が一体となった教育活動を推進し、子供たちの育ちにやりがいを感じられる学校

2 中期的目標と方策

「専門性」と「教育愛」

この言葉を、本校の教育及び学校経営の中期的目標とする。

学習指導を進める場合、各教育部門、教科、授業内容についての専門性は不可欠である。ただ、一人一人の子供たちの教育を考える場合、「個別最適な学び」について考える以前に、個々の幼



児・児童・生徒と真摯に向き合う姿勢、つまり、教育に対する誠実さが必須となってくる。

現在の久我山青光学園は、開校当時から比べると幼児・児童・生徒数も倍以上になり、学校の様子も大きく変わった、しかしこんな時だからこそ、これまで本校が大切にしてきた「専門性」と「教育愛」に立ち返るべきであると考える。

その考えに立ち、令和6年度から令和8年度までの3年間、以下の方策を進める。

- ① 個々の幼児・児童・生徒の確実な「分かる」を目指した専門性の向上
- ② これからの時代を生き抜くためのデジタル教育の推進
- ③ 幼児・児童・生徒が毎日安心して通学することのできる安心安全な学校づくり
- ④ 地域社会との相互的な連携関係の構築と推進

3 今年度の目標と方策

【学校経営】

- ① 外部人材を積極的に活用し、一人一人の幼児・児童・生徒の「分かる」を目指した専門性の向上を図る。
- ② 学習者用デジタル教科書やデジタル教材等の活用を進め、学校全体で教育の ICT 活用の推進を図る。
- ③ 視覚障害教育の専門性と知的障害教育の専門性、それぞれの良さを活かすとともに、視覚障害教育部門と知的障害教育部門の並置校としての責務を果たす。
- ④ 未来への人材育成に向けた「特別支援学校見学会」（人事部選考課主催）等、学校見学会を積極的に実施する。
- ⑤ 教育実習や教職大学院専門研修等の積極的受け入れによる若手育成と、それによる本校教職員の指導力の向上を図る。
- ⑥ 視覚障害教育部門と知的障害教育部門の職員室の分化により執務環境の改善を図る。また同時に ICT 等を活用し視覚障害教育・知的障害教育の両部門が連携し前進する学校組織を作る。
- ⑦ 教育系職員と行政系職員など多職種が一体となり、計画的に教育を推進する。
- ⑧ 全教職員のライフ・ワーク・バランスを図り、心身の健康と指導の充実につなげる。
- ⑨ 情報保障機器等の活用により職場環境の改善を図る。
- ⑩ 人権尊重を第一とする学校経営を推進する。
- ⑪ 教職員の一人一人が地方公務員・教育公務員としての使命を全うするため、サービスの徹底を図る。
- ⑫ 学校ホームページ等を活用し学校広報活動を活性化させる。

（数値目標）

- ・学生対象の見学、体験の受け入れ（年間 60 名以上）
- ・教育実習等、実習の受け入れ（延べ 200 名以上）
- ・人権、服務に関する研修（年 3 回以上）
- ・45 時間超過勤務者（月平均 5 名以下）
- ・ホームページの更新（年間 150 回以上）



【学習指導】

（視覚障害教育部門）

- ① アセスメントによる一人一人の課題やニーズの的確な把握に基づいた個別指導計画の充実と個に応じた指導の徹底を図る。
- ② 歩行訓練士（外部専門員）の配置による指導の充実と専門性の向上を図る。また、外部研修講師派遣の活用により、自立活動の指導力を向上し、それに基づいて、幼稚園から中学部までの系統的な自立活動の指導の充実を目指す。（「歩行訓練士の活用事業」）
- ③ 準ずる教育課程において、小学部・中学部へと積み上げていく系統的な指導の充実を図る。そのためにデジタルも含めた教材・教具の開発・作成を行い分かりやすい授業を展開するとともに授業力の向上を図る。
- ④ デジタル機器を活用した授業の実践（一人一台端末を活用した授業の展開）を推進する。（「学習用デジタル教科書・デジタル教材を用いた指導方法の改善」）
- ⑤ 視覚障害を伴う重複障害教育、特に、盲ろう（弱視・難聴重複）教育の効果的な指導の充実を図る。（「都立特別支援学校盲ろう児への指導に関する外部専門家の配置事業」活用）
- ⑥ オンラインを活用し、他校とも協力しながら、同一学年の児童・生徒等がともに授業を受ける機会を増やすよう工夫する。（「準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習」）
- ⑦ 英検・漢検・日本珠算検定等各種検定に向けた指導の充実と各種スポーツ大会や展覧会への参加を通じた健康教育・情操教育を推進する。

（数値目標）

- ・推進計画に基づく「学習用デジタル教科書を用いた指導方法の改善」への取り組み
- ・デジタルを活用した他校との共同学習（年間5回以上）
- ・「歩行訓練士」「盲ろう児への指導に関する外部専門家」の活用（合計200時間以上）
- ・一人1回研究授業の実施（100%）
- ・各種検定への参加（延べ10名以上）

（知的障害教育部門）

- ① 学習支援アセスメントの活用とアセスメントによる一人一人の課題やニーズの的確な把握に基づいた個別指導計画の充実と個に応じた指導を徹底する。（「知的障害教育における教育課程の充実」）
- ② 「久我山青光ベーシック」、「授業作りガイドブックⅠ・Ⅱ」を活用し、授業力の向上を図る。
- ③ 文部省著作教科書（☆本）を積極的に活用し、授業力の向上を図る。（「学習者用デジタル教材の開発」）
- ④ 障害特性に応じて教育課程編成や学級編制をし、指導内容を充実させる。また、小学部1年生から中学部3年生までの系統的な指導計画を作成しそれに基づく指導を推進する。
- ⑤ 理科・社会などの教科の指導において、一人一人の理解や発達段階に応じた分かりやすい授業を実践するための教材・教具の開発・作成し指導するとともに、小学部から中学部へと続く系統的な指導を充実させる。（小学部の生活科、中学部の理科・社会の時間の指導



の設定と指導内容の構築)

- ⑥ デジタル機器を活用した授業の実践を推進する。(一人一台端末を活用した授業の展開)
- ⑦ 各種スポーツ大会や展覧会への参加を通して健康教育・情操教育の推進を図る。

(数値目標)

- ・推進計画に基づく「知的障害教育における教育課程の充実」への取り組み
- ・推進計画に基づく「学習者用デジタル教材の開発」への取り組み
- ・一人1回研究授業の実施(100%)
- ・研究授業におけるICT使用割合(100%)

(両部門共通)

- ① 「都立特別支援学校に配置するスクールカウンセラーモデル事業」で配置されるスクールカウンセラーを活用し、子供の気持ちに寄り添った指導を進める。そのために、校内ではコーディネーターを中心に支援会議を適宜開催し、校内で一致した幼児・児童・生徒支援を行う。
- ② 都立特別支援学校図書館支援モデル事業を活用し、都立学校図書館専門員と協力し、幼児・児童・生徒の読書環境の充実を図る。('言語活動及び読書活動の充実'活用)
- ③ 「久我山青光学園土づくり花育プロジェクト」により教科指導や教科を合わせた指導の充実を図るとともに、JA東京中央をはじめとした地域との連携を推進する
- ④ 特別支援教育のセンター校として、小・中学校への支援の充実を図る。また、地域や近隣の学校と連携し、副籍交流も含め教育活動の活性化を図る。
- ⑤ 育児相談・教育相談や巡回指導、通級指導(視覚障害教育部門)、各種相談業務やBBクラブ等の活動(知的障害教育部門)等の地域支援を充実させる。
- ⑥ 「国立成育医療研究センター」等との連携を継続し医療との連携を構築する。
- ⑦ 近隣大学の発達臨床センターとの連携を進め相談体制の充実を図る。
- ⑧ 各区子供家庭支援センター等の行政機関との連携を強化し、地域の福祉機関との連携を推進し支援体制の強化を図る。
- ⑨ 就学相談機能充実に向けて、世田谷区教育委員会や教育センター等との連携を強化する。
- ⑩ 世田谷区の「学び舎」等を活用し近隣小中学校の連携を図り、授業力の向上に努めるとともに、近隣高等学校との連携を進め地域の進学状況等への理解を進める。
- ⑪ 視覚障害教育部門の夏季広報活動等を活用した広域の区市との連携を進め。それを通して職員の外部折衝力の向上を図り、地域との連携を強化する。

(数値目標)

- ・カウンセリング面接の実施(年間50回以上)
- ・JA東京中央との連携(年3回以上)
- ・医療機関との連携も含めたセンター的機能の発揮にかかる実施件数(合計200件以上)
- ・教育委員会や福祉機関等外部行政機関との連携(年間10回以上)
- ・世田谷区「学び舎」等との連携を含む地域の学校との授業での連携(年6回以上)



【進路指導】

- ① 将来の自立と社会参加を見据えた学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の策定・学校生活支援シート及びキャリア教育の手引きの活用を進める。
- ② 地域の社会資源の活用や地域とのネットワークを学校生活支援シート（個別の教育支援計画）に盛り込み、生活支援の更なる充実を図る。
- ③ 就業体験など地域と連携したキャリア教育を推進する。
- ④ キャリア・パスポートを活用し、進路の指導を充実させる。
- ⑤ 基本的生活習慣の確立を進めるとともに、年齢・発達段階に応じた役割を分担する体験を通して、集団の一員としての自覚を育成する。

（数値目標）

- ・学校生活支援シートの作成（１００％）
- ・キャリア・パスポートの作成（１００％）
- ・就業体験等キャリア体験授業の実施（合計１０回以上）

【生活指導】

- ① 日常生活の指導や宿泊体験、また一人一人の課題に応じた自立活動の指導の充実を通して幼児・児童・生徒の生活能力の向上を図る。
- ② 行事や、地域の保育所・幼稚園、小・中・高等学校、児童館等との交流体験を通し、社会性や豊かな心を育て、生活指導の充実を図る。
- ③ セーフティ教室などの安全指導を通し、年齢や発達段階に応じた事故防止の徹底を図る、
- ④ 避難訓練の充実による防災教育を推進する。

（数値目標）

- ・学校間交流（年５回以上）
- ・セーフティ教室など安全指導（年３回以上）
- ・避難訓練（年１０回以上）

【道徳科・特別活動】

- ① 学校生活全体を通して、年齢・発達段階に応じた道徳的实践力を育成する。
- ② 感染症対策を講じたうえで、久我山青光フェスタ・各種宿泊行事等を行い、サスティナブル・リカバリーを図る。
- ③ 学級活動や集団活動等の経験、社会体験活動等による社会性及び自己有用感を醸成する学習の充実を図る。
- ④ 一人一人の障害の状態に配慮し体験活動を充実させる。
- ⑤ 文化・芸術活動の推進を図り、日常的に芸術・文化に触れることができる教育環境を整える。
- ⑥ 地域を意識した活動に取り組むことで、地域に貢献する活動を推進する。
- ⑦ 部活動を推進し、地域の学校等との連携を深めるとともに、卒業後の余暇活動の充実を図る（視覚障害教育部門）。

（数値目標）



- ・地域との連携事業実施（年 5 回）
- ・部活動を含んだスポーツ交流参加人数（延べ 100 人以上）
- ・文芸、絵画芸術等への出展数（合計 150 点以上）

【保健指導・給食】

- ① 心理職と連携し幼児・児童・生徒のメンタルヘルスケアについての研修会など、教職員の理解の増進を図るとともに、相談機能の強化を図る。
- ② 医療的ケア児への支援を充実するとともに、校内的には医療的ケアに適切に対応しているよう、人事確保と育成、物品購入・管理、研修などを計画的に進める。
- ③ 栄養バランスや食形態を整えた安全な給食を提供するとともに、アレルギー対応など緊急時に対応するための研修を行う。
- ④ 食育、感染症予防、健康づくりなど、教育活動全体を通じて推進する。

（数値目標）

- ・医療的ケアにおけるインシデント（0 回）
- ・医療的ケア、アレルギー対応に関する研修（年 3 回以上）

【寄宿舎指導】

- ① 家庭、担任との連携しながら、基本的生活習慣を身に付けさせ、自立に向けての基礎的指導を行う。
- ② 舎生会、交流行事、寄宿舎生活行事の充実を図る。
- ③ 寄宿舎設置の趣旨に基づいた入退舎の推進や相談の充実を図る。
- ④ 寄宿舎と学部と連携した指導を推進する。
- ⑤ （寄宿舎における夜間対応業務）労働者派遣事業を活用し、働き方改革を推進する。
- ⑥ 寄宿舎（見守り）の新規システムを有効に活用し、働き方改革を推進する。

（数値目標）

- ・交流行事、寄宿舎生活行事等の実施（年間 10 回以上）
- ・入退舎検討委員会の開催（年間 3 回以上）

【学校事務】

- ① 計画的で適正な予算の執行管理を行う。
- ② 会計年度職員等の多職種と連携し各種業務を円滑に行う。
- ③ 各種給付金などの学事を、幼児児童生徒が安心して本校の教育を受けられるように保護者と連携して行う。
- ④ 幼児・児童・生徒が効果的で安全に学習ができるよう施設・整備を整え、物品を管理する。
- ⑤ 幼児・児童・生徒数の増加に伴う教室不足等に計画的に対応する。
- ⑥ 校内美化や廃棄物処理等を行い、学習環境の指示・改善を行う。
- ⑦ 教職員が安心して働けるように、福利厚生や労務管理を適切に行う。

（数値目標）

- ・学校事務に関する事故（年 0 回）